

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成27年11月13日
<b>【発行者名】</b>	ブラックロック・ジャパン株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役会長 井澤 吉幸
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	加藤 淳一郎
<b>【電話番号】</b>	03-6703-4935
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】</b>	ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券の金額】</b>	3,000億円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年7月17日付をもって提出した有価証券届出書について、分配金が受け取れるコースを追加し、また販売会社が追加されますので、関係事項を下記の通り訂正するものであります。

## 2【訂正の内容】

### 第一部【証券情報】

#### (5)【申込手数料】

(略)

<訂正前>

次の場合には、無手数料となります。

a. 累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合

b. 確定拠出年金制度において購入の申込を行う場合

<訂正後>

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。

「累積投資コース」を選択した投資者が分配金を再投資する場合および確定拠出年金制度において購入の申込を行う場合は、無手数料とします。

#### (6)【申込単位】

<訂正前>

1万円以上1円単位または10万円以上1円単位とします。

ただし、収益分配金再投資の場合は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社が定時定額購入サービス等（当該サービスの名称は、販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合があります。定時定額購入サービス等の取扱いの有無は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度において購入する場合は1円単位も可能とします。

<訂正後>

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

一般コース：1万円以上1円単位または1万口以上1口単位

累積投資コース：1万円以上1円単位または10万円以上1円単位

「累積投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入の申込単位（以下、「購入単位」といいます。）を別に定める場合があります。また、取扱いを行うコースは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社が定時定額購入サービス等（当該サービスの名称は、販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合があります。定時定額購入サービス等の取扱いの有無は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度において購入する場合は1円単位も可能とします。

## 第二部【ファンド情報】

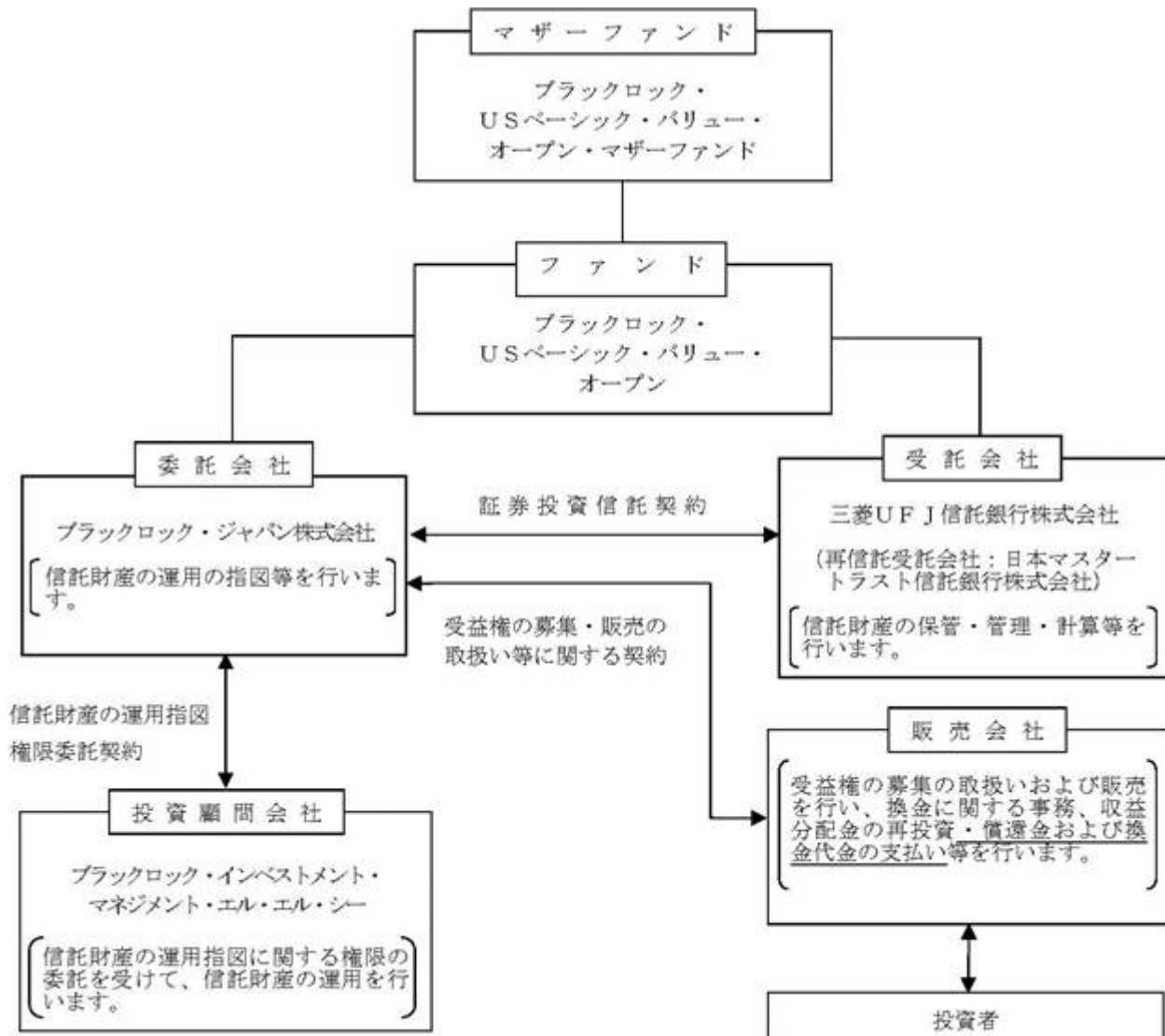
## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (3)【ファンドの仕組み】

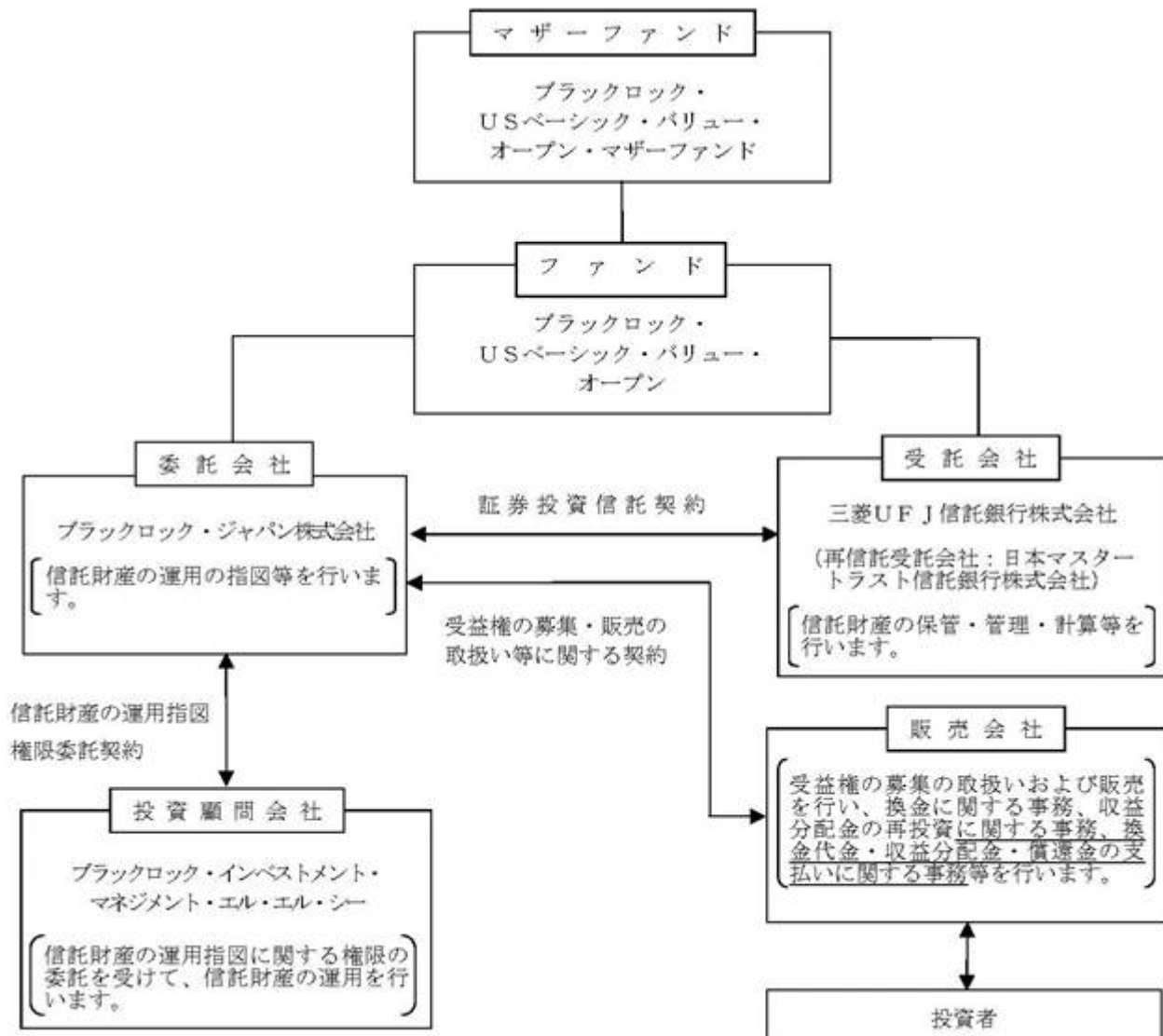
&lt;訂正前&gt;

## ファンドの仕組み



&lt;訂正後&gt;

## ファンドの仕組み



## 2【投資方針】

### (4)【分配方針】

～（略）

#### <訂正前>

##### 収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### <訂正後>

##### 収益分配金の支払い

###### a. 支払時期と支払場所

###### (a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

###### (b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

###### b. 時効

投資者が、a.(a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

（略）

#### <訂正前>

次の場合には、無手数料となります。

##### a. 累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合

##### b. 確定拠出年金制度において購入の申込を行う場合

#### <訂正後>

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が分配金を再投資する場合および確定拠出年金制度において購入の申込を行う場合は、無手数料とします。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 購入方法

##### <訂正前>

受益権の投資者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

また、当該販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって累積投資契約を締結します。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

なお、確定拠出年金制度において購入を行う場合は、その規定に従うものとし、

##### <訂正後>

受益権の投資者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。分配金の受取方法は途中で変更することはできません。「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款<sup>\*</sup>」にしたがって契約を締結します。

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該契約を別の名称に読み替えるものとし、

取扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

なお、確定拠出年金制度において購入を行う場合は、その規定に従うものとし、

## (5) 購入単位

## &lt; 訂正前 &gt;

1万円以上1円単位または10万円以上1円単位とします。

ただし、収益分配金の再投資の場合は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社が定時定額購入サービス等（当該サービスの名称は、販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合があります。定時定額購入サービス等の取扱いの有無は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度において購入の申込を行う場合は1円単位の購入も可能とします。

## &lt; 訂正後 &gt;

・一般コース       ：1万円以上1円単位または1万口以上1口単位

・累積投資コース：1万円以上1円単位または10万円以上1円単位

「累積投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。また、取扱いを行うコースは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社が定時定額購入サービス等（当該サービスの名称は、販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合があります。定時定額購入サービス等の取扱いの有無は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度において購入の申込を行う場合は1円単位の購入も可能とします。

## (7) 購入時手数料

（略）

## &lt; 訂正前 &gt;

次の場合には、無手数料となります。

a．累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合

b．確定拠出年金制度において購入の申込を行う場合

## &lt; 訂正後 &gt;

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が分配金を再投資する場合および確定拠出年金制度において購入の申込を行う場合は、無手数料とします。

#### 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金受領権

###### <訂正前>

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

###### <訂正後>

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

###### <一般コース>

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間終了日から起算して5営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

###### <累積投資コース>

「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する投資者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。



## 第三部【委託会社等の情報】

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (2) 販売会社

&lt;訂正前&gt;

名称	資本金の額(百万円) (平成27年3月末現在)	事業の内容
株式会社イオン銀行	51,250	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
ソニー銀行株式会社	31,000	
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでおります。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	
いちよし証券株式会社	14,577	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831	
SMB C日興証券株式会社	10,000	
SMB Cフレンド証券株式会社	27,270	
株式会社SBI証券	47,937	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100	
高木証券株式会社	11,069	
中銀証券株式会社	2,000	
野村證券株式会社	10,000	
PWM日本証券株式会社	3,000	
フィデリティ証券株式会社	6,707.5	
マネックス証券株式会社	12,200	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	8,000	
UBS証券株式会社	46,450	
楽天証券株式会社	7,495	
エヌエヌ生命保険株式会社*	32,400	

\* エヌエヌ生命保険株式会社は、信託契約の換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。

&lt;訂正後&gt;

名称	資本金の額(百万円) (平成27年3月末現在)	事業の内容	
株式会社イオン銀行	51,250	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。	
ソニー銀行株式会社	31,000		
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでおります。	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279		
いちよし証券株式会社	14,577	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。	
エース証券株式会社	8,831		
SMB C日興証券株式会社	10,000		
SMB Cフレンド証券株式会社	27,270		
株式会社SBI証券	47,937		
岡三証券株式会社 <sup>* 2</sup>	5,000		
クレディ・スイス証券株式会社	78,100		
高木証券株式会社	11,069		
中銀証券株式会社	2,000		
野村證券株式会社	10,000		
PWM日本証券株式会社	3,000		
フィデリティ証券株式会社	6,707.5		
マネックス証券株式会社	12,200		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500		
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	8,000		
UBS証券株式会社	46,450		
楽天証券株式会社	7,495		
エヌエヌ生命保険株式会社 <sup>* 1</sup>	32,400		保険業法に基づき、生命保険業を営んでおります。

\* 1 エヌエヌ生命保険株式会社は、信託契約の換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。

\* 2 岡三証券株式会社は、平成27年11月14日より販売の取扱い等を開始します。